

高鍋町告示第30号

平成28年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年11月22日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成28年11月28日（月）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君

水町 茂君

山本 隆俊君

津曲 牧子君

岩村 道章君

岩崎 信や君

青木 善明君

柏木 忠典君

後藤 正弘君

中村 末子君

黒木 博行君

黒木 正建君

春成 勇君

八代 輝幸君

緒方 直樹君

永友 良和君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成28年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第55号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第60号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第61号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第62号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第55号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第57号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第60号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第61号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第62号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(16名)

| | |
|------------|------------|
| 1 番 池田 堯君 | 2 番 水町 茂君 |
| 3 番 山本 隆俊君 | 5 番 津曲 牧子君 |
| 6 番 岩村 道章君 | 7 番 岩崎 信や君 |
| 8 番 青木 善明君 | 10番 柏木 忠典君 |
| 11番 後藤 正弘君 | 12番 中村 末子君 |
| 13番 黒木 博行君 | 14番 黒木 正建君 |
| 15番 春成 勇君 | 16番 八代 輝幸君 |
| 17番 緒方 直樹君 | 18番 永友 良和君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------------|---------------------|
| 町長 …………… 小澤 浩一君 | 副町長 …………… 川野 文明君 |
| 教育長 …………… 島埜内 遵君 | 教育委員長 …………… 黒木 知文君 |
| 農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君 | 代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… | 森 弘道君 |
| 政策推進課長 …………… 三嶋 俊宏君 | 建設管理課長 …………… 恵利 弘一君 |
| 農業委員会事務局長 …… 鳥井 和昭君 | 産業振興課長 …………… 渡部 忠士君 |
| 会計管理者兼会計課長 …… 野中 康弘君 | 町民生活課長 …………… 杉 英樹君 |
| 健康保険課長 …………… 徳永 恵子君 | 福祉課長 …………… 河野 辰己君 |
| 税務課長 …………… 川野 和成君 | 上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 |
| 教育総務課長 …………… 中里 祐二君 | 社会教育課長 …………… 稲井 義人君 |

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成28年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。おはようございます。

平成28年第2回臨時会が招集されたことにより、去る11月24日、第3会議室にお

いて議会運営委員全員、議長・副議長はオブザーバー出席、議案説明のため、執行部より副町長・総務課長・政策推進課長3名、日程確認のために議会事務局2名が出席し、議会運営委員会を開きましたので、その経緯と結果を報告いたします。

第2回臨時会には、介護休暇、子どもに係る扶養手当など人事院勧告に伴う条例の一部改正4件、それに伴う給与調整のための補正予算が4件です。しかし、一般会計補正予算中には、ふるさと納税に関する補正も計上されていることが執行部より説明されました。事務局より、臨時会の流れが説明され、議案及び日程に対し、委員全員賛成を得たことを報告いたします。

なお、臨時会であり、常任委員会などはありませんので、詳細な質疑も行き、十分な議案審査が行われることを要望して、報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、青木善明議員、10番、柏木忠典議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日11月28日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月28日の1日に決定いたしました。

日程第3. 議案第55号

日程第4. 議案第56号

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

日程第7. 議案第59号

日程第8. 議案第60号

日程第9. 議案第61号

日程第10. 議案第62号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第10、議案第62号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上8件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。それでは、提案理由を申し上げます。

議案第 5 5 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第 6 2 号平成 2 8 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 5 5 号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に準じて、本町職員の給与と改定等を行うため、所要の改定を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ、子どもに係る扶養手当を段階的に引き上げるとともに、その原資を確保するための配偶者に係る扶養手当の引き下げ及び勤勉手当の引き上げでございます。

次の議案第 5 6 号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、前議案と同様、人事院勧告等に準じて、所要の改定を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、介護休暇の分割取得制度及び介護時間の新設でございます。

次に、議案第 5 7 号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 5 8 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでございますが、これらにつきましては、国の特別職職員の期末手当を、改定に準じて、本町常勤特別職及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例について所要の改定を行うものでございます。

次に、議案第 5 9 号平成 2 8 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 3 億 2, 8 6 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8 2 億 6, 7 2 8 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、今議会に上程させていただいております条例の一部改正に伴う人件費の調整並びにふるさと納税関係経費の追加で、財源といたしましては、寄附金及び繰越金でございます。

次に、議案第 6 0 号平成 2 8 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 2 億 2, 0 2 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次の議案第 6 1 号平成 2 8 年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 4 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 1, 9 6 8 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、前議案と同じく、人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第62号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億484万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、8件の議案につきまして、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。それでは、条例関係について、詳細説明を申し上げます。

議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、それと、議案第57号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第58号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてということで、これにつきましては関連がありますので、一括詳細説明を申し上げます。

この3件の条例改正につきましては、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与改定が行われることに伴いまして、国に準じて職員の給与改定と一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の支給割合の引き上げ、並びに扶養手当の見直しを行うというものでございます。

まず、給与改定についてでございますが、民間企業との格差を埋めるために、平均0.2%の引き上げとなる給与表改定となっております。世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた改定となっております。若年層につきましては1,500円、高齢層につきましては400円の引き上げとなっております。

次に、特別給——ボーナスに関しましては、民間の支給状況等を踏まえまして、職員につきましては、勤勉手当の0.1月分の引き上げ、特別職及び教育長につきましては、勧告に準じまして期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるというものでございます。

次に、扶養手当の見直しでございますが、子どもに係る扶養手当を6,500円から1万円に引き上げるということです。配偶者につきましては、逆に1万3,000円から6,500円に引き下げることになっております。

次に、議案第56号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、申し上げます。

この改正も、同じく人事院勧告の中に含まれておりまして、勤務環境の整備を行うという中に含まれております。その中で、子育て介護に関する支援制度の充実を図るため、介護休暇を取得できる期間につきまして、今まで連続する6月の期間内となっておりますが、今回改正で通算して6月を超えない範囲で3回まで分割できるということになっております。

また、連続する3年の期間内におきまして、1日につきまして2時間を超えない範囲で

介護時間というのが取得できるということになっております。これは新たに制度化されるということでございます。

以上で、4件につきましての条例改正の説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 補正関係について、詳細説明を申し上げます。

議案第59号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）から、議案第62号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件の補正予算について、一括して詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、一般会計につきましては、給与改定に係る条例改正等に伴う人件費及びふるさと納税環境関係経費を、そのほか3特別会計につきましては、給与改定に係る条例改正等に伴う人件費について、予算編成したものでございます。

なお、水道事業会計については、現行予算内で調整がございましたので補正はしておりません。

一般会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。予算書の8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入について説明をいたします。寄附金の総務寄附金、ふるさと納税3億2,824万円でございます。これはふるさと納税でございますが、ふるさと納税はインターネット上で受け付けておりますが、10月からは、ふるさとチョイスに加えて、楽天にも受付窓口をふやしまして、またそれにあわせて牛肉、米など新たなものを返礼品にしましたところ、予想以上の寄附額になる見込みになりました。

4月から9月までの月平均は、申し込み件数で193件、額で259万円ということでしたが、10月は1,430件の約2,400万円で、11月は8,000万円を超えております。12月は、平成28年の税控除の締め切り月でもありますので、11月の2倍の寄附額になると見込んでおります。このような状況から、3月までに寄附見込み額を補正計上したところでございます。

今まで寄附金につきましては、採納があつてから予算計上しておりましたが、ふるさと納税に係る経費の財源とするために、見込み計上をしたところでございます。繰越金37万円につきましては、人件費等に充当してあります。

続きまして、10ページからの歳出につきましては、人件費をそれぞれの費目において計上しておりますが、職員につきましては、給料表の引き上げに伴うもの、勤勉手当の支給月数の引き上げによるものなどを調整計上し、町長・副町長と教育長につきましては、期末手当の支給月数の引き上げに伴うものを計上しております。そのほか、9月、10月の人事異動等に伴う人件費の調整や、特別会計への繰り出し金を計上しております。

ふるさと納税関係経費について、説明をいたします。予算書の10ページから13ページにかけての総務費の総務管理費、財産管理費でございますが、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料を計上しております。これは歳入で説明しましたとおり、ふるさと納税が

大幅にふえる見込みで、それに対する経費を補正するものでございます。

賃金は、ふるさと納税の事務補助員として、1名を4箇月雇用する分でございます。報償費はふるさと納税返礼品代、需用費は、寄附証明書と発送用封筒代等の消耗品費、役務費は、返礼品の宅配料、寄附証明等発送に係る郵便料及びふるさと納税の申し込みやクレジット決済などを行う楽天のシステム手数料で、委託料は、ふるさと納税返礼品の発注や発送管理を行う業務の委託料でございます。

次に、財産管理費の積立金は、ふるさと納税の寄附金をふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。経費に充当する分を差し引いた寄附金を積み立てることにしております。

一般会計補正予算（第3号）については、説明は以上でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳出につきましては、一般会計補正予算（第3号）と同じく、給与改定に係る条例及び改正等に伴う職員の人件費をそれぞれの費目において計上しております。財源といたしましては、一般会計からの繰入金をそれぞれ計上しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第56号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。先ほど介護休暇に関して、1日2時間を超

えない範囲での取得が可能となるとの説明がありました。居宅介護をされている職員の中には遠距離通勤者もいると仮定すると、2時間ぐらいでは介護する時間として、条例だけをつくって利用できないという結果も出てくるのではないかと懸念いたしますが、そのところについては、どのような案をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。議員の申されるとおり、通勤時間がということですが、職員それぞれ自宅に違いがありますので、どこまでが遠距離化というのがちょっとあるんですが、一応今回の改正につきましては、今までの休暇制度では、やっぱ対応し切れないといえますか、時間的にそういう要望があったんだろうと思いますが、これ先ほど申しあげましたとおり、育児休業等とセットでというか、ライフ・ワーク・バランスとよく言いますが、その中で制度化されたものでございまして、今のところ介護時間につきましては、2時間を超えないとは申しあげましたが、その介護時間の取得につきましては、始業時の時間の朝2時間、もしくは終業のといえますか、時間で言うと3時以降ということになります、その時間までの2時間ということになりますので、通勤時間につきましては、今もその勤務前に出勤してきますし、終了後には当然帰る時間は入りますが、その通勤時間については、今までと余り変わらないというふうに思っておりますので、制度上ですね、ですから、その通勤、往復ということになると、ちょっと時間ということの懸念を持たれてるんじゃないかなんかとは思っておりますが、今申しあげたような取得の時間になっておりますので、実質的にその勤務時間までということになれば、あとはもう年休といえますか、そういうことで、どうしてもと言え、そういうことで個人的に対応が可能というふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。それでは、ちょっと私の考え違いかもしれませんが、例えば、介護休暇であれば、これは給与からカットされますよね、カットされますよね。時間給であれば、休暇の中の範囲に入ると思いますので、カットはされませんよね。いや、カットは基本的に自分の持っている時間給というか、休暇をとるわけですから、それは給与カットにはならないと思うんですよね、基本的に。そうなった場合、例えば、この2時間をつくったとしても、非常にやはり介護する立場の人から言えば、正直な話介護手当とか何か別枠であればいいんですよ。だけど、基本的にはこの介護休暇とか育児休暇とかあっても、なかなか基本的には有給でないために取りづらい。そして、そういうやっぱり給与が下がるということについては、非常に皆さん、取りたくても取れない状況にあるんじゃないかなんかというふうに思うんですよ。そうすると、ますます居宅での介護というのは、ますます遠のく、施設に入っていただくという状況になるんじゃないかなんかというふうに思うんですよ。

だから、実質、これ条例をつくったとしても、これを利用される職員というのは、私は逆にほとんどいないんじゃないかなんかというふうに考えたときに、じゃあなぜ形だけつくる

のかなというふうに、ちょっと気になった部分があるわけですよ。賛成とか反対の枠を超えて、もうそのところが非常に疑問で、これは国でも議論をされてる状況があったんですけど、ただ私としては、この地方自治体独自で、地方分権法とかありますので、その中でやっぱり独自に、例えば昼間でも、昼休み時間を事務を割いていきながらという形での介護とか、育児に参加するとか。

私は、だから今のままの条例であれば、育児とか介護にかかわっていただける職員が非常に少なくなってくるんじゃないかなというのが心配してるわけですよ。でも、厚生労働省は、片一方では居宅介護へのそれ推し進めているわけですよ。そうなってきたら、まあこれは国に言うべきことなんですが、ある程度、やっぱりきちんとした介護手当なり何なりを支給して、実質的に給与がマイナスにならないようにしてあげることが、やはり地方自治体でこういう条例をつくっていく一番の基本的なことじゃないかなというふうに思うんですよ。やはり、親を扶養していくという気持ちというのは、皆さん誰も思っていると思うんですね。頑張らなきゃいけないという気持ちはあると思うんです。しかし、その実態が、勤務しては、なかなかそれを果たすことができない、とれないという実態があるのであれば、そこを何らかの形で地方自治体独自で何か方法を考えていくことはできないのかなと。

だから、先ほど総務課長のほうから答弁がありましたけれども、出勤するときもちろん出勤するわけです。帰るときも帰る時間というのがあるわけです。だから、前と後を取る場合には、それはもうそういうことが言えると思うんですよ。だから、通勤時間のことを、時間のことを申し上げましたけど、例えば、昼休みでとって、昼休みから、じゃあ行って、あと2時間をとるとかいう形になっても、もうほとんど実質的に昼休みは、じゃあなくなっていくということに、せっかく法規上、休むことが義務づけられている部分というのを、昼休みを削っていくということになってくると、非常に私、労働者、いわゆる地方公務員の労働者にとっては、すごくここはとりにくい条例ではないかなというふうに思ったから、せっかくつくるのであれば、とりやすい、そして働く皆さんが本当に扶養義務も果たせるなということぐらいで、やっぱり家族で共有できるような、そういう安心できる休暇制度というのを、やはりここで構築していく必要があるんじゃないかなというふうにちょっと思ったもんですから、そのところを質疑をさせていただきました。

間で、もし万が一とりたいという場合には、その辺の昼休みとの休暇時間を兼ねて、どういうふうにこれから、例えばこれを職員がとりたいという申し出をしたときに、どういう配分をされていくのかなというのがちょっと気になったもんですから、その辺はどこまでお考えになって、この条例を提案されたのか、そのところだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。まず、有給とといいますか、時間の関係と賃金の関係ですけど、これにつきましては無給とといいますか、あれです。ですから有給ではごさい

ませんので、カットになります。

それと、その時間の関係ですけど、昼からということになれば、当然、前と後しかとれませんとなっておりますので、あとはもうさっき申し上げましたとおり、あとは有給であります年休とあわせてとっていただくということに、当然なりますが、今までこの制度上、まだ始まったばかりというか、まだないですし、介護休暇につきましても、取得について、そういう事例といいますか、そういうことで運用上困ったとかそういう事例は、今のところ発生しておりませんので、おっしゃるとおり、介護時間とあと介護休暇ですね、この二本立てとなりますので、そこらあたりをうまいというか、2つの制度上で、そういう対応をしていただければ、期間も3年延長されておりますし、ある程度の介護部分については、職員についてはそういう対応が可能だろうと、今のところ考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私が申し上げてるのは屁理屈化かもしれませんが、やはり今まで例がないっておっしゃるけど、例がないんじゃないかと、とれないわけですよ、この制度を設けても。だから、とれない制度をつくっても意味がないと思うし、實際上、運営していくためにね。だから、職員の立場に立って、条例というのは、こういう条例をつくる時には、やはりつくっていくべきじゃないかなと。だから、働く人の立場に立って、こういう条例をつくっていくのであれば、条例をつくっていったほうがいいんじゃないかな。

だから、今まで例がないのは、とらないのではなくて、とれないわけですよ。だから、とらずに自分の年休を消化したりとか、そういうことをしていったほうがずっと気分的にも楽し、いちいち面倒くさくもないわけですよ。そうなってくると、育児休暇とか介護休暇とかあったにしても、もう例が出てくるはずがないわけですよ。とれないんだから、実質的にね。だから、そういうことは避けたほうがいいんじゃないかということをおは提案を申し上げているわけですよ。

だから、実質、高鍋町独自で何ができるかというのは、私も今のところわかりませんが、やはりその辺のところを考慮していただきたいということを申し上げているだけであって、今のままであれば、条例をつくったけれども、結局、仏をつくって魂を入れずではございませんが、結局、何の役にも立たない、そういう条例になるんじゃないかなということになるんじゃないかなと思うんですが、やっぱりその辺のところね、今までとったことがないという言葉で片づけるのはいかなものかなと、ちょっと思ったものですから。できれば、皆さんが利用できるような条例を制定、改正していくべき、制定したり改正したりすべきじゃないかなと思ったものですから、この質疑に答弁があるかどうかは別として、私はそう考えているから、どうですかと聞いたのであって、そこ辺の、だから対処方法がなければならないというふうにおっしゃっていただいてもいいんですが。

でも、実際問題、今までいろんな条例を、国が法制化したからということで国が改正したからということで、形だけ整えて条例に提出したけれども、基本的にはもう使わないと

いうものであれば、ある程度、条例制定から上位法が優先するわけですから、条例制定する必要はないんじゃないかなと私は基本的に思っているんですよ。だから、それを今まで利用したこともないような条例を、また新たに一つふやすだけであって、申しわけないなと思うんです、働く人たちに、こうやって公務員労働者の皆さんに、私は申しわけないなと思うんですよ。それよりも、実現可能なとりやすい政策を、やっぱり地方自治体独自で打っていくべきじゃないかと。だから、上位法プラス地方独自の制定をね、ひょっとしたら私はしていく必要があるんじゃないかなと思ったから、あえてこれからのテーマだとは思いますが、そのところ、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのかということ、再度確認したいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。中村議員のおっしゃることは、一理は、そういうことかなというのは、もう理解いたします。で、今回のこの改正については、勤務しなければならぬ時間に介護をすることができる時間を2時間設けると、まあ無給ではありますが。その点においては、非常に働く人にとっては、非常に働きやすい環境の整備の一つだというふうに考えて提案をしたところです。

結局、3年間という間で、今介護をしなければならない人が、その介護時間があるということで安心して仕事にも専念できるし、進めることもできる、この今までのある制度に、さらに幅が広がって、その無給ではありますが2時間という時間が確保されるということは、今までの現行から言うと、さっきからおっしゃいますが、働く労働者にとっては非常に大きな前進だろうというふうに思います。

あと、これの取得ですね、問題は取得をどうかということですが、取得はそれぞれ、そういう介護を必要な人は推進はしていかなければならないし、また今後、その介護のあり方についても、いろいろな方策が出てくると思いますので、そのときそのときにあわせて、いろんなよりよい制度の改正に向かっていくことが大事かなということでお答えいたします。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国は、育児だけでなく、居宅介護を旨とする方針を打ち出し、親の扶養義務と言わんばかりの……

○議長（永友 良和） 56です。

○12番（中村 末子君） 56号、済いません。大変申しわけございません。議案第56号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国は、育児だけでなく、居宅介護を旨とする方針を打ち出し、親の扶養義務と言わんばかりの方策を次々と打ち出しています。親孝行したくない子どもはいません。その中で、でき得る限りの知恵と力を出して介護を裏で支えています。

今回の条例改正では不十分とは思いますが、できれば給与減額ではなく、介護手当にかかわる何らかの報酬を期待して、働く人が介護しやすい環境づくりが構築できるよう、運行のあり方を検討していただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第56号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第57号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第57号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第58号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。人事院勧告に伴う給与調整が主なようですが、ふるさと納税に関して、歳入で3億2,824万円と大幅な伸びがあるようです。その要因及びそのために要した必要経費について、今回の歳出については説明を省いていただきたいんですが、そのほかのことについて、詳細な答弁を求めたいと思います。また、それにかかわる業者の皆さんの反応、返礼品が集中するものなども詳しく答弁していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時40分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。ふえた要因でございますが、詳細説明でも申し上げましたとおり、楽天によるふるさと納税を10月から受付開始を行っております。それに伴いまして、楽天会員の方による寄附申し込みなど新規開拓がなされたことや、楽天ふるさと納税返礼品取扱業務委託業者、委託しているところでございますが、そこによる商品企画や営業活動、宣伝効果の高いホームページづくりなどによって、新規事業者の参加や返礼品の拡充がなされ、好評であることが挙げられると思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）一つ抜けていました。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 失礼しました。増加していることに対して、返礼品取扱業者の反応はということですが、インターネットによる予想以上の申し込み増に驚きを見せてられるとともに、手ごたえを感じている事業者が多くあります。

また、増産体制のための設備投資や新たな従業員の雇用などを行った事業者も出てきている状況であります。

それと返礼品で多いのはということですが、「宮崎ハーブ牛小間スライスどやっつセット」というのを楽天のほうに出しておりますが、これが一番多くあります。次に、宮崎県産の「冷凍カットマンゴー」ですね。次に、「JAこゆ牛A5ランク肩ロースすき焼き用」というのがですね。次に、宮崎県産の「ひのひかり無洗米」ですね。次が、またJAこゆのもう一つの商品ですけど、A4ランクの「具材セット」というのがベスト5ということになっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私、都城のほうで40億円を超したということで、ちょっと調査をさせていただいたんですね。そのときに業者の皆さんから、やはりかなり偏っての注文が多いということをお聞きしたんですよ。だから、そこにこれを売りたいんだけど参加している業者の皆さんから、やっぱ不平不満というのがかなり出てきている、この偏っている部分で1社とか2社とかに集中してしまって、結局あとの参加してる業者の人たちが、非常にもう少しどうにかしてほしいというのが出てるんだそうですね。

だから、楽天とか出したときに、例えば消費者の立場でこういうのいいですよという形で恐らくそういうセッティングをされてるんじゃないかなと、だから売れる方向でというか、まあ売れるという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、やはりこれだったら出ますよという感じのセットの仕方というのが、非常に私、あるんじゃないかなというふうに思うんですよね。だから、例えば高鍋町の業者の皆さんが潤うことであれば、それはもうそれで、私、よかったなと思うんですけども、やはりある程度集中してしまうと、量と、要するにそれに追いつかない部分というのが、ひょっとしたら出てくるんじゃないかなと。

だから、先ほど説明がありましたけれども、例えば、こういうのが出るんじゃないかと、増産するために人を雇ったりとか、機械を導入したりとかいうことになって、後でそれが来なかったということになったときに、それはもう確かに自己責任ではあるかもしれませんが、やはりこういうふるさと納税の、そういう棚に私たちね、商品を並べたわけですよ。だから、確かに高鍋町は残りのお金を受け取ればいいというあれがあるのかもしれませんが、例えば、産業振興の立場から考えたときに、やはりできれば集中しないで、ばらけて、参加している皆さんがある程度一定の売り上げができるような、いろんなこれからの政策とか、そういうところを話し合っているのかなというのが、まず一つなんですよ。

初めて楽天に上ったということで、まだまだそこまでのことではないのかもしれませんが、楽天に、要するに商品企画も全て任せているんでしょうか。それともこちらからある一定、こういうのを載せたいんですけどというのもちろんと言ってるのかどうか。

例えば、高鍋町の意向がそこに働いているのか、楽天の意向だけで行っているのかというところを、ちゃんと、きちんとしていかないと、せっかくふるさと納税で、高鍋町を知っていただくというだけのことであれば、それはそれでいいんですが、例えば、都城あたりは、お茶があるんですけど、お茶がなかなか売れないんだそうですね、お茶も参加してるんですけど。そうすると、そのお茶の業界の皆さんから、業者の皆さんから、なぜかって、それは売れないから仕方がないって言ってしまえばそうなんです。そういったところに、やっぱり商品工夫なりいろんなことなりで、何か向こうが考えたのは、じゃあいろんなところに宣伝費を、お茶の宣伝費を使っていくということで、何かお茶の業者の皆さんも、それで納得されたというお話をちょっと聞いたんですね、都城に聞いたら、そういうふうにおっしゃったんですよ。

だから、私も、何かひょっとしてね、やっとな億台に乗ったわけですから、このふるさと納税のね、町長が以前におっしゃいましたけど、寄附というのは、確かに寄附していただく純粋な気持ちでお金をいただくんだというふうに思うかもしれませんが、このふるさと納税に関しては、私は逆に言えば、高鍋町にお金が入ってこなかったとしても、高鍋町の業者の皆さんがそれだけ潤いが出てくれば、ちゃんと活性化してくるというふうに思っているんですね。そこからまた何らかの次の政策というのが出てくるんじゃないかなというふうに思っていますので、そのところも中で十分に調整を図ったりとか、業者の皆さんの中でお話し合いをしたりとかされているのかなって、そのための、私が必要経費及びそのために要した必要経費について、詳細な答弁を求めますっていうことを言ったんですけど、結局、これは予算上で上がってきてる楽天のシステムをね、手数料とか、そういうものは上がってきているんですが、そういう細かな地域住民の業者の皆さんとお話をするようなものっていうのは、先ほどの説明になかったと思うんですよ。

だから、そこ辺のところをちょっとある程度絞り込んでやっていかないと、やはり業者間で不公平感が出てきて不満が出てきたりすると、それはせっかくふるさと納税で知名度が上がってきたにもかかわらず、業者間では不平不満が募ってくると、分裂していくというような形になってくると非常にまずいなというふうに思ったものですから、予算をある程度、やっぱりそこに予算を使ってでも業者間のやっぱり、例えば、お茶に関しては、こういう商品を開発したらもっと売れるよとかいうことも含めて、宣伝効果、やっぱり楽天のほうと交渉していくとか、そういうことも必要になってくるんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、その質疑の内容というのが、ちょっとこの予算に関してのことだけの答弁、説明だったと私、思うんですね。

だけど、そこで皆さんが考えて、執行部のほうが考えてる奥深いところを、やはり聞いていかないと、12月までは減税の対象で、12月まで恐らく多分多いと思うんですね。

だけど、また1月から3月までの間っていうのが非常にまた落ち込むと思うんですね。でも、その間に、やはりもう少し、やっぱり皆さんに利用していただけるようなふるさと納税のシステムって、システムというか流れっていうのを業者の皆さんでも自己責任ではなく、やっぱりこれが高鍋町の責任でしっかりと高鍋町の特産品を売り出していく、そういう流れにしていくっていうことは、どこでどういうふうにお話をされていくのか、そこをお伺いしたいと思います。ちょっと長くなりましたけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。都城の場合のことは出されましたけど、都城は返礼品を限定されているようでございますが、ちょっと詳しくはわかりませんが、そのような気がしております。高鍋町の場合、いろんな「おしらせ高鍋」とか広報誌等に事業所の募集をしております。そのほか、地場産業振興会の会員の方にも案内を差し上げております。

それと、返礼品取扱業務委託業者ということでお願ひを、委託をしているわけですけど、これは高鍋の事業者の方でありまして、楽天が直接するわけではございません。この取扱業者が、今、楽天の場合のほうのホームページを取扱業者にお願ひしているわけですけど、商品開発等もやっていただいております。そのような面から、また営業等もやっていただいておりますので、いろんな人に声を、事業者に声をかけていただいて、企画をしておられます。

そういうことや、事業者同士で話し合い等もされているようです。自分のところはこのようなふるさと納税に出したということで、ほかの事業者の、同じ同業者の方にも声をかけてらっしゃるといことも聞いております。そういうことから、とりあえず商品や事業所数がふえてきております。いろんなことで、コーヒー屋さんも出されておりますし、とぎ屋さんですね、刃物関係のところも出されております。魚屋さんも出されております。いろんなところの業種が、これに賛同していただいて、商品を開発されて出されているところでもあります。ほかにも珍しいところでは、印鑑屋さんも出されております。

返礼品の採用条件というか、そういうのは、うちで採用するのは、町内で生産された商品や町内事業者の生産する商品のほか、高鍋町や町内産業と関連がある商品、町内事業者は特に厳選した商品、町内事業者の技術による仕上げを行った商品等を、高鍋の関係するものを商品と、返礼品としておりますので、全ての、そのような、つくっている、生産している事業者があれば、私どもとしては全て受け入れるという体制をとっているところであります。

以上であります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。事前に通告しておりませんので、もしお答えできない場合は、また後で資料をいただければありがたいと思います。

まず、私も一般質問等でふるさと納税させていただいて、非常に頑張ってほしいという思いがありまして、非常に3億円ということに大変すごいなと思って、執行部の御努力、担当課の御努力に、まず敬意を表したいと思います。

それで、10月に1,430件の申し込みがあったということで、申し込みをする場合に寄附の希望することはできますね、どういう事業に使っていただきたいと。10月、1,430件ありましたので、もしデータ的に希望がどの部分に希望が多いのかをわかれば、わからなければ終わってからでいいです。

それから13ページに、ふるさと納税システム手数料が約5,200万円。どういうシステム、簡単にどういうシステムをしようとしているのか、それから、ふるさとチョイスと楽天を使っていますが、取扱手数料は、ふるさとチョイスと楽天は同額なのか、違う額なのか、その辺を答弁していただくと、お願いします。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。まず、寄附のテーマごとにうちが設けているわけですけど、テーマをですね。それごとの金額ということでしょうか。10月というわけではございませんけど、今まで11月の21日までの申し込み件数ということで申し上げますと、ひとつ、歴史と文化の香るふるさとづくりというのが、もう金額で申し上げます、254万円。子どもたちの笑顔溢れるふるさとづくりというのが2,965万円、自然環境を守るふるさとづくりというのが910万円、心安らかに暮らせるふるさとづくりというのが315万円、産業が輝くふるさとづくりが441万円、そのほか町政一般に関する寄附ということで、6,455万円ほど、計の1億1,000万円ほどとなっております。

それと、ふるさと納税システム手数料のことなんですけど、これは楽天が運営提供する楽天市場における商品取引やクレジットカード決済など受注管理システムでございまして、ふるさと納税の寄附申し込み受け付けに利用しているところであります。そのシステム管理運営経費やカード決済手数料など、寄附額に応じて、手数料がかかるものでございます。それがふるさと納税システム手数料として楽天のほうに支払う額でございます。

楽天とふるさとチョイスの手数料の違いですけど、楽天システムのほうが10%ほど手数料がかかります。ふるさとチョイスのほうが1%です。楽天のほうが非常に大きいということになります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第59号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論を行います。

ふるさと納税が、見込みを含め、3億2,824万円ということ、合計では、約3億3,000万円ということです。私は、この案を見て、非常にびっくりしました。職員の皆さんが、以前、ふるさと納税に対する町長の考えでは、寄附金というもののあり方について、非常にコンパクトに表明をされておりました。

しかし、そのことをしっかりともととせず、自分の意思を変えてでもふるさと納税で高鍋町の発展をするためには、これもやむを得ないという判断をされ、楽天などへの方向性も変えていながら高鍋町の売り込みをされたことについては、高く評価をしていきたいと思えます。

そして、そのことが、地域の業者の皆さんの活性化に非常にいい方向に働いていくことを期待しております。

私は、人事院勧告に基づく給与の改定も含め、こうやったふるさと納税に対する職員の考え方、そして業者の皆さんの考え方、このことで、今活性化を取り戻そうとしている高鍋町に何らかの起爆剤となっていくことを期待して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第59号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第62号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第62号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。これで平成28年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員